

2025 年 3 月 13 日

二国間クレジット制度（JCM）関係事業者 御中

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ地球環境対策室

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う JCM 関係の御連絡について

いつも大変お世話になっております、JCM プロジェクトの実施に御尽力をいただき、改めて心よりの御礼を申し上げます。

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号。以下「改正温対法」という。）により JCM が法制化され、2025 年 4 月 1 日に施行されます。つきましては、JCM プロジェクト参加者・環境省設備補助事業採択代表事業者・NEDOJCM 実証事業採択代表事業者及び日本国 JCM 登録簿口座名義人等の皆様に、今後の JCM の実施に当たり下記のとおりお知らせ致します。環境省設備補助事業採択代表事業者におかれましては、必要に応じて共同事業者にも情報提供をお願いいたします。

記

第一 JCM の実施に係る規則及び体制の変更について

1 JCM の実施に係る関係法令について

改正温対法により JCM が法制化され、今後の JCM の実施は以下の法令に基づき実施されることとなります。

- ・改正温対法附則第 1 条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）第 9 章の 2
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 8 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」という。）第 5 章
- ・国際協力排出削減量の記録等に関する省令（令和 7 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）
- ・国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和 7 年経済産業省・環境省令第 1 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和 7 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 2 号）

2 指定実施機関の設置について

改正温対法の施行に伴い、温対法第 57 条の 19 第 2 項の規定に基づく指定実施機関が設置されます。指定実施機関は、これまで JCM 実施担当省が担当した事務（クレジット発行までの各種プロセスにおける相手国との連絡・調整・協議等）及び JCM 登録簿担当省が担当した事務（日本国 JCM 登録簿の運用等）並びに合同委員会事務局が担当した事務（JCM の各種手続）を一元的に所掌することとなります。2025 年 4 月 1 日以降、JCM プロジェクトの JCM クレジット発行までのプロセスや JCM 登録簿での口座開設などの所要の事務については、原則として、指定実施機関から事業者の皆様へ御連絡・御依頼することとなりますので、御承知おきください。

事業者の皆様からの JCM の実施に係る各種申請やお問い合わせも、原則として、指定実施機関に対して行うようお願いいたします。なお、指定実施機関の具体的な連絡先等につきましては、同日以降に環境省のホームページ等において御案内をする予定です。

3 JCM クレジットと SHK 制度

温対法第 26 条第 1 項に基づき事業者が「温室効果ガス算定排出量」を事業所管大臣に報告するにあたり、JCM クレジットは海外クレジットとして活用できる旨が定められています（「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 4 号））。

今般の法改正を受けて、JCM クレジットがどのように取り扱われることになるか、御説明します。

○2021 年 1 月 1 日以降に削減・吸収の効果が発生したクレジット

温室効果ガスの排出削減・吸収が物理的に実現したのが 2021 年 1 月 1 日以降である JCM クレジットについては、パリ協定に基づくガイダンスに沿って、我が国全体の排出削減目標（NDC）の達成にカウントすることができるものであり、発行されたタイミングを問わず、温対法に定める「国際協力排出削減量」に該当します。これらは無効化することで従来通り温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK 制度」という。）における控除の対象とすることができます。

○2020 年 12 月 31 日以前に削減・吸収の効果が発生したクレジット

他方で、温室効果ガスの排出削減・吸収が物理的に実現したのが 2020 年 12 月 31 日以前である JCM クレジットについては、パリ協定に基づくガイダンスに沿って、国の NDC の達成にカウントすることができません。

そのうえで、2025 年 3 月 31 日までに発行されているクレジットについては、温対法改正時の附則において「国際協力排出削減量」に該当するものとみなすこととしてお

り、取消しすることで（国の NDC の達成にはカウントされませんが）従来通り SHK 制度における控除の対象とすることができます。

また、2025 年 3 月 31 日までにクレジットの発行には至っていない場合であっても、事業者の JCM クレジット化へのご尽力を可能な限り評価し、一定の進展があれば SHK 制度における控除の対象とすることが妥当であることから、2025 年 3 月 31 日までにプロジェクトの事業設計書（PDD）についての意見書の受付（パブリック・インプット）が開始されているプロジェクトからのクレジットについては、SHK 制度における控除の対象になりました（今般、その旨の経過措置規定が SHK 制度の関連告示に規定されました。）。

【JCM クレジットの SHK 制度への活用可否】

		JCM クレジット発行日	
		2025 年 3 月 31 日まで	2025 年 4 月 1 日以降
排出削減・吸収の実現タイミ	2020 年 12 月 31 日まで *NDC 活用不可	国際協力排出削減量とみなされる＝SHK 制度活用可	SHK 制度活用不可 ※経過措置により、2025 年 3 月 31 日までに PDD のパブリック・インプットを開始したプロジェクト由来であれば可
	2021 年 1 月 1 日以降 *NDC 活用可	国際協力排出削減量とみなされる＝SHK 制度活用可	国際協力排出削減量として発行 ＝SHK 制度活用可

4 事業者の法律上の位置づけについて

（1）JCM のプロジェクト参加者

JCM のプロジェクト参加者は、温対法においては、「排出削減等協力事業者」（温対法第 57 条の 4 第 1 項）に該当します。また、2025 年 4 月 1 日時点でプロジェクト登録が完了している場合、当該プロジェクトを実施するプロジェクト参加者も「排出削減等協力事業者」に相当するものとして取り扱います。

（2）TPE（第三者機関）

プロジェクトの妥当性確認及び排出削減量の検討等を実施する TPE（第三者機関）は、温対法においては、「認定検証機関」（温対法第 57 条の 3 第 2 項）に該当します。従前の TPE についても「認定検証機関」に相当するものとして取り扱います。

（3）法人保有口座及び口座名義人

法人保有口座は、温対法において「法人等保有口座」（温対法第 57 条の 6 第 1 項第 2 号）に該当し、当該口座名義人は「法人等保有口座名義人」（温対法第 57 条の 8 第 1

項)に該当します。2025 年 4 月 1 日以降においても日本国 JCM 登録簿に法人保有口座の開設を受けている場合は、当該口座は「法人等保有口座」と、当該口座名義人は「法人等保有口座名義人」に相当するものとして取り扱います。

(4) その他

「日本国二国間クレジット制度(JCM)実施要綱」及び「日本国での二国間クレジット制度(JCM)利用に関する約款」(※)は廃止される予定ですが、法人等保有口座名義人におかれましては、2025 年 4 月 1 日以降に、口座の新規開設や振替申請のタイミング等において、約款とほぼ同等の内容の誓約書を提出していただく予定です。

(※) URL : <https://www.env.go.jp/content/000060588.pdf>

第二 日本国 JCM 登録簿に係る運用の変更について

1 振替等に係る手数料の徴収について

2025 年 4 月 1 日以降、日本国 JCM 登録簿において以下の手続を行う場合は、それぞれ温対法 62 条及び温対法施行令 29 条の規定に基づき、所定の手数料の納付を行うことが必要となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">法人等保有口座の開設の申請 14,400 円国際協力排出削減量(JCM クレジット)の振替の申請 2,500 円
※クレジットの無効化等、政府保有口座に無償で移転する場合には免除。法人等保有口座の記録事項証明書の交付請求 1,200 円 |
|--|

なお、2020 年以前に実現した排出削減・吸収に由来し、2025 年 4 月 1 日以降に発行されたクレジットの振替については、手数料徴収の対象とはなりません。

手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に振り込むことにより行うこととなります。具体的な振込先等は、申請者に対して指定実施機関から連絡する予定です。

2 振替等の申請手続について

JCM クレジットの振替等をはじめとした日本国 JCM 登録簿に係る各種申請については指定実施機関に対して所定の申請様式及び添付資料を電子媒体にてメールにて送付いただくようお願いいたします。各種申請については、指定実施機関が振替等に係る手数料の納付を確認した上で、対応します。具体的な申請方法は 4 月 1 日以降に JCM 登録簿ウェブサイト等でお知らせする予定です。

なお、2026 年度以降を目途に JCM 登録簿システム上での手続の開始を予定しております。

第三 説明動画の配信について

上記変更点の概要は別添資料を御確認ください。また、当該資料を用いた説明動画を下記掲載場所を通じて配信しますので、必要に応じて御視聴ください。

掲載場所：<https://www.env.go.jp/earth/jcm/>

※説明動画は準備でき次第（2025 年 3 月下旬頃予定）、上記掲載場所に配信先 URL を掲載します。また、説明動画の配信は、2025 年 6 月 30 日（月）までを予定しております。

以上

お問合せ先

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室

Tel: 03-5521-8246（直通） E-mail: jcm-contact@env.go.jp

参考

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）＜別紙 1＞
https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117/20250401_506AC00000000056
- 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）＜別紙 2＞
https://laws.e-gov.go.jp/law/411CO0000000143/20250401_507CO00000000008
- 国際協力排出削減量の記録等に関する省令（令和 7 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）＜別紙 3－1＞
<https://laws.e-gov.go.jp/law/507M60001600001>
- 国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和 7 年経済産業省・環境省令第 1 号）＜別紙 3－2＞
<https://laws.e-gov.go.jp/law/507M60001400001>
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和 7 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 2 号）＜別紙 3－3＞
<https://laws.e-gov.go.jp/law/507M60001600002>
- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量」の一部を改正する件（令和 7 年経済産業省・環境省告示第 1 号）＜別紙 4－1＞
- 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（令和 7 年経済産業省・環境省告示第 3 号）＜別紙 4－2＞

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 国際協力排出削減量の記録等（第五十七条の二―第五十七条の五）

第二節 国際協力排出削減量の管理（第五十七条の六―第五十七条の十八）

第三節 指定実施機関（第五十七条の十九―第五十七条の三十三）

第四節 主務省令への委任（第五十七条の三十四）

第十章 雑則（第五十八条―第六十五条）

第十一章 罰則（第六十六条―第七十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 （略）

（定義）

第二条 （略）

2～8 （略）

9 この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国以外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章の二第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であって、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に関して権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

第九章の二 国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 国際協力排出削減量の記録等

（国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施）

第五十七条の二 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類（次項及び次条第二項第一号において「事業設計書」という。）その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとする。

2 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、事業設計書の内容が妥当であることについて、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関（次条第二項に規定する認定検証機関をいう。次項において同じ。）の確認を受けなければならない。

3 第一項の規定により提出する書類には、認定検証機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとする。

5 主務大臣は、前項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

(認定検証機関)

第五十七条の三 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定検証機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業設計書の内容の妥当性の確認
- 二 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証
- 三 前二号の業務に附帯する業務

3 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定検証機関が第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録)

第五十七条の四 第五十七条の二第五項の規定による通知を受けた者（以下「排出削減等協力事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第五十七条の六第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の増加の記録をしようとする口座
- 二 前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあっては、第五十七条の八第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称
- 三 増加の記録に係る国際協力排出削減量の数量
- 四 その他主務省令で定める事項

3 排出削減等協力事業者は、第一項の申請書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業により削減等が行われた温室効果ガスの量について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関の検証を受けなければならない。

4 第一項の規定により提出する申請書には、認定検証機関が前項の規定により行った検証の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、第二項第一号に掲げる口座に国際協力排出削減量の増加の記録をすることができる。

6 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量の増加の記録をしたときは、その旨を第一項の申請書を提出した排出削減等協力事業者に通知するものとする。

(円滑な実施のための措置)

第五十七条の五 主務大臣は、第五十七条の二第四項及び第五項、第五十七条の三第一項及び第三項並びに前条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務その他国

際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関係行政機関の長と相互に連携を図りながら協力し、相手国の権限ある当局と連携を図りつつ、当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

第二節 国際協力排出削減量の管理

(国際協力排出削減量口座簿の作成等)

第五十七条の六 主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転（以下「国際協力排出削減量の管理」という。）を行うため、次に掲げる口座を開設するものとする。

- 一 政府保有口座
- 二 法人等保有口座

2 国際協力排出削減量口座簿は、その全部を電磁的記録をもって調製するものとする。

(国際協力排出削減量の帰属)

第五十七条の七 国際協力排出削減量の帰属は、この章の規定による国際協力排出削減量口座簿の記録により定まるものとする。

(法人等保有口座の記録事項)

第五十七条の八 法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人（当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。）ごとに区分する。

2 法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

- 一 口座番号
- 二 法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあっては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。次条第三項及び第五十七条の十第一項において同じ。）その他主務省令で定める事項
- 三 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号（国際協力排出削減量を一単位ごとに識別するために主務大臣により付された文字及び数字をいう。第五十七条の十一第三項第一号において同じ。）
- 四 前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
- 五 その他政令で定める事項

(法人等保有口座の開設)

第五十七条の九 国際協力排出削減量の管理を行おうとする者（個人にあっては、排出削減等協力事業者である者に限る。次項において同じ。）は、国際協力排出削減量口座簿に、主務大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならない。

- 2 法人等保有口座は、一の国際協力排出削減量の管理を行おうとする者につき一に限り開設を受けることができるものとする。
- 3 第一項の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 5 主務大臣は、第三項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならない。

- 6 主務大臣は、前項の規定により法人等保有口座を開設したときは、遅滞なく、当該法人等保有口座において国際協力排出削減量の管理を行うために必要な事項をその法人等保有口座名義人に通知しなければならない。

(変更の届出)

第五十七条の十 法人等保有口座名義人は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他前条第三項の主務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があった場合には、主務大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

- 3 前条第六項の規定は、前項の規定による記録の変更について準用する。

(振替手続)

第五十七条の十一 国際協力排出削減量の取得及び移転（以下この章及び第六十二条第五号において「振替」という。）は、この条に定めるところにより、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

- 2 国際協力排出削減量の振替の申請は、振替によりその口座において減少の記録がされる法人等保有口座名義人が、主務大臣に対して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。）により行うものとする。

- 3 前項の申請をする法人等保有口座名義人は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき国際協力排出削減量の数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき口座

三 当該振替の目的が次のいずれに該当するかの別

イ 無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。第五十七条の十八第一項において同じ。）

ロ 取消し（主務大臣が、イに掲げる目的以外の目的により、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。）

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的

- 4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 第二項の申請を行った者の法人等保有口座の前項第一号の国際協力排出削減量についての減少の記録

二 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力排出削減量についての増加の記録（国際協力排出削減量の譲渡の効力発生要件）

第五十七条の十二 国際協力排出削減量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る国際協力排出削減量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(質権設定の禁止)

第五十七条の十三 国際協力排出削減量は、質権の目的とすることができない。

(国際協力排出削減量の信託の対抗要件)

第五十七条の十四 国際協力排出削減量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその法人等保有口座において第五十七条の八第二項第四号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(保有の推定)

第五十七条の十五 政府は、その政府保有口座における記録がされた国際協力排出削減量を適法に保有するものと推定する。

2 前項の規定は、法人等保有口座名義人について準用する。この場合において、同項中「政府保有口座」とあるのは、「法人等保有口座」と読み替えるものとする。

(善意取得)

第五十七条の十六 第五十七条の十一の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第五十七条の十七 法人等保有口座名義人は、主務大臣に対し、国際協力排出削減量口座簿の自己の法人等保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(国が決定する貢献のための利用)

第五十七条の十八 無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならない。

2 前項に規定する国際協力排出削減量の我が国の国が決定する貢献のための利用については、パリ協定第六条2に規定する計算方法が適用されなければならない。

第三節 指定実施機関

(指定実施機関の指定)

第五十七条の十九 主務大臣は、その指定する者（以下「指定実施機関」という。）に、前二節の規定による主務大臣の事務（以下「国際協力排出削減量関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 主務大臣は、第一項の規定により指定実施機関に国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わせるときは、その適正かつ確実な実施が確保されないおそれがあり、特に必要があると認めるときを除き、当該国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わないものとする。

4 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(指定の基準)

第五十七条の二十 主務大臣は、前条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、国際協力排出削減量関係事務の実施の方法その他の事項についての国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- 二 その申請に係る指定実施機関となろうとする者が前号の国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
 - 三 国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国際協力排出削減量関係事務が不公正になるおそれがないこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国際協力排出削減量関係事務を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 主務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
 - 三 第五十七条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第五十七条の二十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
 (指定の公示等)
- 第五十七条の二十一 主務大臣は、第五十七条の十九第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。
- 2 指定実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。
- (役員の選任及び解任)
- 第五十七条の二十二 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 主務大臣は、指定実施機関の役員が、第五十七条の二十四第一項に規定する事務規程に違反する行為をしたとき、又は国際協力排出削減量関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定実施機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
- (秘密保持義務等)
- 第五十七条の二十三 指定実施機関の役員及び職員(第五十七条の十九第四項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であった者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- (事務規程)

第五十七条の二十四 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務の実施に関する規程（以下この条及び第五十七条の三十一第二項第四号において「事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- 一 国際協力排出削減量関係事務の範囲に関する事項
- 二 国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する事項
- 三 国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項
- 四 その他国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項として主務省令で定める事項

3 指定実施機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務規程を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により認可をした事務規程が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定実施機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第五十七条の二十五 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第五十七条の二十六 指定実施機関は、国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と国際協力排出削減量関係事務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第五十七条の二十七 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（監督命令）

第五十七条の二十八 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関に対し、国際協力排出削減量関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十七条の二十九 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関から国際協力排出削減量関係事務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定実施機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十六条の三十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(事務の休廃止)

第五十七条の三十 指定実施機関は、主務大臣の許可を受けなければ、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十七条の三十一 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の二十第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定実施機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十七条の二十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二 第五十七条の二十一第二項、第五十七条の二十五、第五十七条の二十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七条の二十二第二項、第五十七条の二十四第四項又は第五十七条の二十八の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条の二十四第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行ったとき。

五 不正な手段により第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第五十七条の三十二 前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、主務大臣がその取消し後に新たに指定実施機関を指定したときは、取消しに係る指定実施機関の国際協力排出削減量関係事務に係る財産は、新たに指定を受けた指定実施機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量関係事務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(主務大臣による国際協力排出削減量関係事務の実施)

第五十七条の三十三 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を休止した場合、第五十七条の三十一第二項の規定により指定実施機関に対し国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他の事由により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第五十七条の十九第三項の規定にかかわらず、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量関係事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている国際協力排出削減量関係事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

- 3 主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務を行うこととし、第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の廃止を許可し、又は第五十七条の三十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四節 主務省令への委任

第五十七条の三十四 この章に定めるもののほか、国際協力排出削減量口座簿における口座の開設並びに国際協力排出削減量の増加の記録及び国際協力排出削減量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、パリ協定及び同協定以外の気候変動への対応に関する我が国が締結した国際約束の内容並びに同協定第十六条に規定する締約国会議の決定に適合するよう、主務省令で定める。

第十章 雑則

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 二 第四十八条第二項の振替の申請をする者
- 三 第五十五条の書面の交付を請求する者
- 四 第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者
- 五 第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者
- 六 第五十七条の十七の書面の交付を請求する者

(経過措置)

第六十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第六十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 国際協力排出削減量の増加の記録及び指定実施機関に係る事項 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
 - 二 国際協力排出削減量の管理に係る事項 環境大臣及び経済産業大臣
- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。ただし、前章における主務省令は、前項各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

3～5 (略)

第十一章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第五十七条の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

第六十九条の二 第五十七条の三十一第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十七条の九第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条の二十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第五十七条の二十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十七条の三十第一項の規定による許可を受けないで、国際協力排出削減量関係事務の全部を廃止したとき。

第七十二条 (略)

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十一条又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第七十四条 (略)

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第五十七条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十六条 (略)

附 則 (令和六年六月一九日法律第五六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地球温暖化対策の推進に関する法律第七条、第二十四条、第三十九条第二項第四号、第四十一条及び第五十九条並びに附則第三条第一項及び第四条の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日

二 第二条の規定並びに次条第二項並びに附則第三条第一項及び第六条から第十七条までの規定 令和八年一月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項及び次条第二項において「新法」という。）第五十七条の六第一項の国際協力排出削減量口座簿に相当する政府が調製した口座簿に開設された口座に増加の記録がされた新法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（以下この項において「相当事業」という。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、国際協力排出削減量に相当するものとして主務大臣が認めた

ものは、新法第五十七条の四第五項の規定により増加の記録がされた国際協力排出削減量とみなして、新法の規定（新法第五十七条の十一（第三項第三号イに規定する無効化に係る部分に限る。）の規定にあっては、令和三年一月一日以降に行われた相当事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量についての同条第一項に規定する振替を行う場合に限る。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第六十九条及び第六十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）

目次

第四章 割当量口座簿等（第十条一第二十条）

第五章 国際協力排出削減量口座簿等（第二十一条一第二十八条）

第六章 雑則（第二十九条・第三十条）

附則

第四章 割当量口座簿等

（信託の記録の申請）

第十一条 法第五十二条の記録（以下この章において「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一 信託の委託者（以下この章において「委託者」という。）から信託の受託者（以下この章において「受託者」という。）への算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属することとなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する算定割当量が信託法（平成十八年法律第百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者（以下「新受託者」という。）に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者（以下「前受託者」という。）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は新受託者の管理口座

二 当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

三 委託者、受託者及び信託の受益者（以下この章において「受益者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所

四 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

五 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

六 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

七 信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

八 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨

九 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

十 信託の目的

十一 信託財産の管理の方法

十二 信託の終了の事由

十三 その他の信託の条項

3 第一項の申請において、前項第四号から第八号までに掲げる事項のいずれかを示したときは、同項第三号の受益者（同項第六号に掲げる事項を示した場合にあっては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を示すことを要しない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があった場合には、法第四十五条第三項第三号の信託財産である旨の記録として、第二項第二号から第十三号までに掲げる事項を記録するものとする。

(代位による申請)

第十二条 (略)

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る算定割当量が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第十三条 (略)

(信託の記録の抹消の申請)

第十四条 (略)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は前受託者の管理口座

二 当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

第十五条～第十六条 (略)

(嘱託による信託の記録の変更)

第十七条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があったとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

第十八条 主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

第十九条 裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

2 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

(信託の記録の変更の申請)

第二十条 前三条に規定するもののほか、第十一条第二項第三号から第十三号までに掲げる事項について変更があったときは、受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならない。

第五章 国際協力排出削減量口座簿等

(法人等保有口座の記録事項)

第二十一条 法第五十七条の八第二項第五号の政令で定める事項は、国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項とする。

(信託の記録の申請)

第二十二条 法第五十七条の十四の記録（以下この章において「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

- 一 信託の委託者（以下この章において「委託者」という。）から信託の受託者（以下この章において「受託者」という。）への国際協力排出削減量の移転により当該国際協力排出削減量が信託財産に属することとなる場合 委託者
- 二 受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 第十一条第二項の規定は前項の申請をする者について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「管理口座」とあるのは「法人等保有口座」と、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」とあるのは「国際協力排出削減量」と、同条第四項中「法第四十五条第三項第三号」とあるのは「法第五十七条の八第二項第四号」と読み替えるものとする。

（代位による申請）

第二十三条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者（以下この章において「受益者」という。）又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2 第十二条第二項の規定は、受益者又は委託者について準用する。この場合において、同項中「名称」とあるのは「氏名又は名称」と、「算定割当量」とあるのは「国際協力排出削減量」と読み替えるものとする。

（同時申請）

第二十四条 第二十二条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならない。

（信託の記録の抹消の申請）

第二十五条 信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

- 一 国際協力排出削減量の移転により当該国際協力排出削減量が信託財産に属さないこととなる場合 受託者
- 二 受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 国際協力排出削減量を固有財産に帰属させることにより当該国際協力排出削減量が信託財産に属さないこととなる場合 受託者及び受益者

2 第十四条第二項の規定は、前項の申請をする者について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「管理口座」とあるのは「法人等保有口座」と、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」とあるのは「国際協力排出削減量」と読み替えるものとする。

（同時申請）

第二十六条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の抹消の申請は、同号に規定する移転に係る国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならない。

（受託者の変更）

第二十七条 受託者の変更があった場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する国際協力排出削減量について新受託者への移転に係る振替の申請（次項において「国際協力排出削減量振替申請」という。）をするのと同時に、当該国際協力排出削減量について、第二十二条第一項

第二号及び第二十五条第一項第二号の規定による申請（次項において「受託者変更記録等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

- 2 信託法第五十六条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者も、国際協力排出削減量振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記録等申請は、国際協力排出削減量振替申請と同時にしなければならない。
- 3 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。
（準用）

第二十八条 第十七条から第二十条までの規定は、信託の記録について準用する。この場合において、同条中「第十一条第二項第三号から第十三号まで」とあるのは、「第二十二條第二項において準用する第十一条第二項第三号から第十三号まで」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

（手数料の額等）

第二十九条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 （略）

四 法第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者 一万四千四百円

五 法第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者 二千五百円

六 法第五十七条の十七の書面の交付を請求する者 千二百円

- 2 前項各号で定める手数料は、申請書に収入印紙を貼って納付する方法その他環境省令・経済産業省令で定める方法により納付しなければならない。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合又は同項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る手数料を免除することができる。

農林水産省
○経済産業省
環境省
令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際協力排出削減量の記録等に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

国際協力排出削減量の記録等に関する省令

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（事業設計書等の提出）

第二条 法第五十七条の二第一項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方

法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。

2 事業設計書及び次項の書類の提出は、実施しようとする国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式により行わなければならない。

3 法第五十七条の二第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第五十七条の二第四項の規定による確認の申請書

二 事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対しての連絡の方法等に関する

書類

三 その他前項の取決めに基づき必要とされる書類

（認定検証機関の確認）

第三条 法第五十七条の二第二項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならない。

(認定検証機関の認定)

第四条 法第五十七条の三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めにに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。

一 その名称、住所及び代表者の氏名

二 当該取決めにに基づき申請書に記載することが求められる事項

2 前項の申請書の提出は、同項の取決めで定める様式により行わなければならない。

3 主務大臣は、法第五十七条の三第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一 次のいずれかに該当する機関であること。

イ 国際標準化機構が定めた規格 I S O（以下この号において単に「I S O」という。）一四〇六四―二に基づき、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うこと

ができる機関として、ISO 一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

ロ 京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関

ハイ又はロに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二 国際温室効果ガス排出削減等協力事業に関する十分な知識を有すること。

三 その他第一項の取決めで定める要件に適合していること。

(認定検証機関の休廃止等の届出)

第五条 認定検証機関は、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

(削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請)

第六条 法第五十七条の四第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

2 前項の提出は、実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式による申請書に、当該取決めに基づき提出することが求められる書

類を添えて行わなければならない。

3 法第五十七条の四第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業の名称

二 法第五十七条の四第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三 その他前項の取決めに基づき記載が求められる事項

(認定検証機関の検証)

第七条 法第五十七条の四第三項の認定検証機関の検証は、法第五十七条の二第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○ 経済産業省
環境省 令 第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（政府保有口座の記録事項）

第二条 政府保有口座は、次に掲げる口座に区分する。

一 無効化口座

二 取消口座

三 その他国際協力排出削減量口座簿の維持管理上必要な口座

2 政府保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 口座番号

二 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号

三 前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四 その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の記録事項）

第三条 法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人等保有口座名義人が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記

二 法人等保有口座名義人が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室

効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記

三 法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先

四 法人等保有口座名義人が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあつては、英語による表記）

五 その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の開設の申請）

第四条 法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記

二 法人等保有口座の開設を受けようとする者が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記

三 法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先

四 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあつては、英語による表記）

3 法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

一 法人 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二 排出削減等協力事業者である個人 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

（変更の届出）

第五条 法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない

らない。

2 前項の届出書には、法人等保有口座名義人の前条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（定款を除く。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、変更があつた事項が前条第二項第四号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

（振替手続の申請方法）

第六条 法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

（申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合）

第七条 法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合

二 当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合

三 当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される国際協力排出削減量の発行若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合

四 当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく環境大臣及び経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合

五 その申請に係る事項が虚偽である場合

六 その申請の手續に不備がある場合

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座にある国際協力排出削減量の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

(信託の記録の申請)

第八条 令第二十二條第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

(信託の記録の抹消の申請)

第九条 令第二十五條第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

(受託者の変更があつた場合の申請)

第十条 令第二十七條第一項の申請は、様式第五の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（受託者の解任）

第十一条 環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条 令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条 法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

2 前項の請求書には、法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があつた場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（法人等保有口座の廃止の申請）

第十四条 法人等保有口座名義人は、自己の法人等保有口座に記録されている国際協力排出削減量について、その全部を他の法人等保有口座又は政府保有口座に移転した場合には、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第八の申請書によってしなければならない。

3 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る法人等保有口座を廃止するものとする。

（法人等保有口座に記録されている事項の修正等）

第十五条 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座の記録事項に誤りがあることを知ったときは、法人等保有口座名義人に協議した上で、当該法人等保有口座の記録事項の修正を行うとともに、当該修正を行うために必要な範囲で、国際協力排出削減量の移転を行うことができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座の記録事項の修正又は国際協力排出削減量の移転を行った場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（国際協力排出削減量口座簿による情報の開示）

第十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座名義人の名称及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあつては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。）を公表するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座及び政府保有口座について、その区分ごとに、当該区分に含まれる口座に記録されている国際協力排出削減量の数量を公表するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条 令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2 前項の規定により指定実施機関に納められた手数料は、指定実施機関の収入とする。

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条 令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であつて、当該申請をする者がその旨を申請書

に記載した場合に限り、するものとする。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

様式第一（第 4 条関係）

収入印紙
（消印しては
ならない）

法人等保有口座の開設申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿申請者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 9 第 3 項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第二（第 5 条関係）

法人等保有口座名義人の名称等変更届出書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
 経 済 産 業 大 臣 殿

届出者 住所
 氏名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

法人等保有口座名義人の名称等に変更があつたので、地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 10 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考

- （１）変更がない部分も含め、すべて記入すること。
- （２）届出書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第三（第 8 条関係）

信託の記録申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
 経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
 氏名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 22 条第 1 項の信託の記録について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	

	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第四（第 9 条関係）

信託の記録の抹消申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 25 条第 1 項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録の抹消に係る国際協力排出削減量の種別ごとの数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第五（第 10 条関係）

収入印紙
（消印しては
ならない）

受託者の変更による国際協力排出削減量の振替等申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

受託者の変更があつたので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

前受託者の法人等保有口座	
口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

新受託者の法人等保有口座	
口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

国際協力排出削減量振替に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
新受託者の氏名又は名称	
新受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	

受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	
信託の目的	
信託財産の管理の方法	
信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第六（第 12 条関係）

信託の記録の変更申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
 経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
 氏名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 28 条において読み替えて準用する第 20 条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録の変更に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	

	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

- 備考
- (1) 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
 - (2) 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第七（第 13 条関係）

収入印紙
(消印しては
ならない)

国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付請求書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿請求者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 17 の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

請求の内容	☐ 記録事項の全部	☐ 記録事項の一部
-------	----------------------------------	----------------------------------

※記録事項の一部の請求をする場合には、以下に請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号を記載すること。

請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t・CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第八（第 14 条関係）

法人等保有口座の廃止申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令第 14 条第 1 項の規定により、法人等保有口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

農林水産省
○経済産業省
環境省
令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（指定実施機関の指定の申請）

第二条 法第五十七条の十九第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書

を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 国際協力排出削減量関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする国際協力排出削減量関係事務の範囲

四 国際協力排出削減量関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 現に行っている業務の概要を記載した書類

八 国際協力排出削減量関係事務に相当する事務又はそれと類似する事務の実績を記載した書類

九 国際協力排出削減量関係事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類

十 国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一 法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書

面

十二 その他参考となるべき事項を記載した書類

(事務の一部委託の承認申請)

第三条 指定実施機関は、法第五十七条の十九第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 事務を委託しようとする相手方（以下この条及び次条において「受託者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託しようとする事務の範囲

三 委託しようとする期間

四 委託しようとする事務の委託契約において、受託者が当該事務を適正かつ確実に遂行するための措置として付する条件の内容

五 受託者の選定に係る基準

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 理由書

二 事務の委託契約の内容を記載した書類

三 受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書

四 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

五 受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 受託者が現に行っている業務の概要を記載した書類

七 委託しようとする事務又はそれと類似する事務に係る受託者の実績を記載した書類

八 委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類

九 委託しようとする事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

(事務の一部委託の承認基準)

第四条 主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

一 事務の委託が当該事務の効率化に資すること。

二 受託者のその受託しようとする事務の実施の方法に関する計画が当該事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 受託者が前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 受託者がその受託しようとする事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて当該事務が不公正になるおそれがないこと。

五 受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。

六 指定実施機関がその委託しようとする事務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

七 受託者がその受託しようとする事務の全部又は一部を他の者に再委託する場合には、指定実施機関が当該再委託される事務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

(名称等の変更の届出)

第五条 指定実施機関は、法第五十七条の二十一第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定実施機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第六条 指定実施機関は、法第五十七条の二十二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる

事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、役員として選任しようとする者の就任承諾書及び法第五十七条の二十第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（事務規程の認可の申請）

第七条 指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事務規程の案を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事務規程の記載事項）

第八条 法第五十七条の二十四第二項第四号の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一 国際協力排出削減量関係事務を行う時間及び休日に関する事項

二 国際協力排出削減量関係事務を行う事務所に関する事項

三 国際協力排出削減量関係事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する事項

四 国際協力排出削減量関係事務の実施における個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

五 手数料の収納の方法に関する事項

六 国際協力排出削減量関係事務に関して知り得た情報の管理（情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。）及び秘密の保持に関する事項

七 国際協力排出削減量関係事務に関して知り得た情報の漏えいが生じた場合の措置に係る事項

八 国際協力排出削減量関係事務に関する苦情及び紛争の処理に関する事項

九 国際協力排出削減量関係事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十 その他国際協力排出削減量関係事務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第九条 指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事業報告書等の提出）

第十条 指定実施機関は、法第五十七条の二十五第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を

添え、主務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十一条 指定実施機関は、法第五十七条の二十七に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、国際協力排出削減量関係事務を廃止するときまで保存しなければならない。

2 法第五十七条の二十七の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 国際協力排出削減量関係事務の実施状況

二 手数料の収受の状況

3 前項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

（国際協力排出削減量関係事務の休廃止の許可）

第十二条 指定実施機関は、法第五十七条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする国際協力排出削減量関係事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(国際協力排出削減量関係事務の引継ぎ)

第十三条 指定実施機関は、法第五十七条の三十三第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 国際協力排出削減量関係事務を主務大臣に引き継ぐこと。
- 二 国際協力排出削減量関係事務に関する帳簿及び書類を主務大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他主務大臣が必要と認める事項

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号

（
の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○ 経済産業省
環境省 告示第一号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第一条第六号の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量（平成二十六年経済産業省・環境省告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十一日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第九項に規定する国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを含む。）とする。	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量は、次のとおりとする。 二 国間オフセット・クレジット制度（海外における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされ、かつ日本国政府及び当該取組が実施された国の政府（以下「両国政府」という。）が国際的に表明したそれぞれの温室効果ガス緩和努力の一部として使用できることを相互に認めた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらず程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて両国政府が合同で運営するものが、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和七年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。次項において「法」という。）第二十六条第一項に規定する温室効果ガス算定排出量の報告について適用する。

3 令和二年十二月三十一日以前に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正

削減等がされなかったものとして両国政府に対して通知をし、日本国政府又は当該取組が実施された国の政府が、当該通知に基づき認証をし、適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量

後の法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（この告示の適用前に改正法第一条の規定による改正後の法第五十七条の二第一項に規定する事業設計書に相当する書類についての意見書の受付が開始されたものに限る。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。）は、この告示による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量に規定する海外認証排出削減量とみなす。

○ 経済産業省
環境省 告示第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の施行並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の一部を改正する件（令和七年経済産業省・環境省告示第一号）の適用に伴い、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年三月三日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年 経済産業省 告示第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法 1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。 一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（国内認証排出削減量にあつては他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転できない状態にするこ とを、海外認証排出削減量にあつては無効化（令和二年十二	第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法 1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。 一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転できない状態にすることをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業

月三十一日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であつて、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものにあつては、取消し）を行うことをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するため排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二・三 (略)

四 特定排出者が創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。）のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（熱供給事業者が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数の算出において加算した量を除く。）

2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ・ロ (略)

ハ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された都市ガスの量に、報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数のうち、当該都市ガスを供給するガス事業者のものを乗じて得られる量

ニ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ (略)

二 算定排出量算定期間における二酸化炭素（エネルギーの使

二・三 (略)

四 特定排出者が創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。）のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量

2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量

イ・ロ (略)

ハ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された都市ガスの量に、報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数のうち、当該都市ガスを供給するガス事業者のものを乗じて得られる量

ニ 算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ (略)

二 算定排出量算定期間における二酸化炭素（エネルギーの使

用に伴って発生するものを除く。）の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第七項の規定により特定事業所排出者において行われた廃棄物の焼却（熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。）を行うものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量を控除して得た量

三（略）

用に伴って発生するものを除く。）の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第六項の規定により特定事業所排出者において行われた廃棄物の焼却（熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。）を行うものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量を控除して得た量

三（略）

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和二年十二月三十一日以前に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第九項に規定す

る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（この告示の適用前に当該事業に係る実施並びに削減された温室効果ガスの量の算定及び検証の方法を記載した書類又は改正法第一条の規定による改正後の法第五十七条の二第一項に規定する事業設計書に相当する書類の提出に関する手続が開始されたものに限る。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。）についての排出量調整無効化については、なお従前の例による。